

総合型確定給付企業年金のメリットとデメリット

事業主のメリットとデメリット

メリット	掛 金	全額損金算入となるため、内部留保による自社の資産運用より、税制面は有利となります。 また、65歳未満であれば事業主の方や役員の方も加入できます。
	人材確保	従業員の老後の所得保障や福利厚生を充実させることにより、企業のイメージがアップし人材確保にもつながります。
	運 営	一定規模以上の事業所でなければ制度設立が困難な確定給付企業年金制度を、複数事業主が共同で設立することで、効率的な資産運用や運営が可能となり、事業所における事務負担の軽減が図れます。
	企業ステータス向上	「経営事項審査制度」のその他の審査項目（退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無）に加点となる制度です。
デメリット	掛 金	年金資産の運用実績が予定利回りを得られず、積立不足となった場合に追加で掛金（特別掛金）を負担していただく場合があります。

加入者のメリットとデメリット

メリット	掛 金	事業主が掛金を負担するので、加入者の負担はありません。
	給 付	給付額が予め規約に定められているので、老後の生活設計を立てやすくなります。
	税制優遇	一時金は退職所得控除。年金は公的年金等控除の対象になります。
デメリット	給 付	給付額が予め規約に定められていますが、年金資産の運用実績が予定利回りを得られず、積立不足となった場合に給付額を引下げる可能性があります。